

令和8年度京町家の保全・継承に係る機運醸成業務委託仕様書に関する提案募集要項

標記の業務に関し、下記のとおり、提案を募集します。

記

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度京町家の保全・継承に係る機運醸成業務

(2) 業務の内容

別紙「令和8年度京町家の保全・継承に係る機運醸成業務」（以下「仕様書」という。）
のとおり。

(3) 業務の期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託費用の上限

金13,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 業務に関する基本的事項

(1) 受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

ア 京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること

イ 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと

ウ 当該業務と同種又は類似の業務について、受託実績があること。ただし、国又は地方公共団体その他公的機関の発注業務で、平成28年度以降に業務を完了したものに限る。

【同種・類似業務】

同種業務：国又は地方公共団体が取り組む施策推進や社会課題解決に関し、地域のプレイヤーを交えてその解決手法の検討や機運醸成等を行う業務

類似業務：国又は地方公共団体が取り組む施策推進や社会課題解決に関する広報・PR業務

エ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと

オ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと

カ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと

- キ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと
- (2) 業務の再委託
包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に京都市と協議を行うこと
- (3) 業務の規模及び契約金額の上限
本業務の規模は、13,000,000円（消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。
- (4) 受託希望金額の提示
仕様書を基に受託希望金額を提示すること。また、上記（3）に示す金額の8割を下回る受託希望金額での提案があった場合は、その提案者に対し、その価格によって当該業務の内容に適合した履行がされると認められるか否かを調査するものとする。
- (5) 秘密保持義務
業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- (6) 個人情報の保護
個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること
- (7) 情報公開
業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること
- (8) 資料の取扱い
京都市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。
また、この検討の目的の範囲内であっても、京都市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

3 提案書の提出

- (1) 提出方法
郵送又は持参による。あわせて、電子メールでも資料データを提出すること
なお、郵送による場合は、配達されたことを電話にて確認すること
- (2) 提出締切
持参・郵送・電子メールとも令和8年7月17日（金）午後5時必着とする。
持参の場合は、京都市の休日を守る条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。
- (3) 提出物
ア 提案書（募集要項に添付の様式） 5部
※なお、1部は社名を記入し、残り4部は社名なしで作成すること
- イ 業務実績
平成28年度以降に完了した同種・類似業務の実績を記載すること。ただし、国又は地方公共団体その他公的機関の発注業務に限る。

(4) 本業務の実施体制

本業務において配置する統括責任者及び主任担当者の保有資格、同種・類似業務実績並びに手持ち業務（委託期間内の予定も含む。）の状況について記載すること。

(5) 本業務に係る提案

仕様書の内容を踏まえ、以下①～④について、提案すること。ただし、①～④の提案書の枚数は、それぞれA4サイズで1～3ページ程度、合計で最大10ページ以内とする。

① 業務全体の実施方針、実施体制及び業務工程

本業務を効果的・効率的に実施するための方針、体制及び業務工程について、具体的に提案すること。

② 京町家の保全・継承に関わる広報方針の策定

仕様書3(1)について、広報ターゲットの設定案、広報方針案、京町家の保全・継承に関わる当事者の声や想いを引き出すための具体的な実施手法及び民間組織等との連携による機運醸成の可能性について、その理由と合わせて提案すること。

③ 効果的・戦略的な広報の実施

仕様書3(2)アイについて、市民等の関心を高めるための具体的な手法について、その理由と合わせて提案すること。なお、イベントについては、実施回数と運営体制、冊子についてはサイズ、ページ数、デザイン、想定部数等の仕様も提案すること。

④ 独自提案

仕様書3(4)について、上記の提案以外で、本業務の目的の達成に資する取組や独自の企画について、その理由と合わせて具体的に提案すること。

- | | | |
|---|---------------|-------------------------|
| イ | 受託希望金額に関する見積書 | 1部 |
| ウ | 類似業務等の契約書の写し | 1部 |
| エ | 添付書類（必要に応じて） | 1部 |
| オ | 参加資格を証明する書類 | 1部※京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ |
- 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、ア～エに加え、以下の書類を提出すること
- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑証明書（個人の場合）
 - ※申請日前3箇月以内に発行のもの
 - ・納税証明書（国税及び地方税）※申請日前3箇月以内に発行のもの
 - ・誓約書（様式1）
 - ・水道料金・下水道使用料納付証明書
 - ※京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件受託希望者の場合のみ

(4) 提出先

都市計画局まち再生・創造推進室（担当 田中、加島）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
電話（075）222-3503 FAX（075）222-3478
E-mail：machisai@city.kyoto.lg.jp

(5) その他

ア 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

イ 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。

ウ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で使用できる。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

エ 費用の負担

提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

オ 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること

4 募集に関する質疑

(1) 質疑の方法

本要項に関する質疑は文書（様式自由）による（必ず着信確認を行うこと）。

ア 提出期限：令和8年7月8日（水）午後5時（必着）

イ 提出方法：原則、FAX又は電子メールとし、やむを得ない場合は持参による。

ウ 提出先：都市計画局まち再生・創造推進室（担当 田中、加島）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話（075）222-3503 FAX（075）222-3478

E-mail：machisai@city.kyoto.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

すべての質問及び回答については、京都市ホームページにおいて公開することとする。

◆令和8年度京町家の保全・継承に係る機運醸成業務ホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000355715.html>

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

5 受託候補者の選定

提出された提案書に基づき、提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定する。

(1) 選定方法

下記(2)に掲げる評価項目及び評価事項について採点し、提案の順位を決定する。このう

ち第1順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。ただし、受託候補者選定委員会が本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがある。

(2) 評価項目

評価項目	評価事項	評価点 (100点満点)
所在地	本店等の所在地	5点
業務実績	同種・類似業務の経験があるか	10点
本業務を実施する場合の体制	業務遂行に十分な担当者数が確保されているか (実施責任者を含む)	20点
	業務を的確、迅速かつ誠実に実施することのできる体制か ※京都市内のローカルプレイヤーを巻き込むことができる体制を積極的に評価する。	
本業務に関する提案	【広報方針の策定】 広報ターゲットの設定、広報方針、当事者からの声や想いを引き出すための手法、及び民間組織等との連携による機運醸成の可能性について、京町家保全・継承の機運醸成につながる効果的な手法となっているか	60点
	【広報の実施】 市民等の関心を高める工夫がなされており、効果的な手法になっているか	
	【独自提案】 京町家の保全・継承の機運醸成につながる企画等の独自提案があるか	
受託希望金額	受託希望金額に応じて配点を行う	5点

6 選定結果の通知

- (1) 受託候補者に選定された提案者への通知
第1順位の提案者に対して、受託候補者として選定された旨を文書で通知する。
- (2) 受託候補者に選定されなかった提案者への通知
受託候補者に選定されなかった提案者に対して、選定されなかった旨及びその理由を通知する。通知を受けた提案者は、通知を受領した日から7日以内に京都市に対し、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。
- (5) 受託候補者の選定結果の公表
受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者、評価点及び選定理由を公表する。

7 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。
なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。

8 要項に定める事項の遵守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

9 問合せ先

都市計画局まち再生・創造推進室（担当 田中、加島）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話（075）222-3503 FAX（075）222-3478

E-mail : machisai@city.kyoto.lg.jp